

はじまります、「無期転換ルール」

～ 12月13日水戸駅前にて街頭キャンペーンを実施 ～

平成29年12月13日



茨城労働局は、無期転換ルールに基づく「無期転換申込権」の本格的な発生が見込まれる平成30年4月に向け、有期労働契約で働く労働者の方に労働する上での権利を周知するため、街頭キャンペーンを実施しました。

今後とも、茨城労働局では、働く人が安心して働き続けることができる社会の実現に向け、無期転換ルール等の周知・啓発に取り組んでまいります。

茨城労働局雇用環境・均等室 TEL: 029-277-8295

「無期転換ルール」についてお知りになりたい場合は、
[こちら](#)をクリック！